平成２４年（フ）第３８１号
新潟市西蒲区曽根213番地
破産者　安藤　修久
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６１号
新潟市中央区川端町３丁目15番地１　コープ野村川端町Ｂ705、前住所新潟市東区下山３丁目1406番地18
破産者　吉川　勝彦
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
愛知県岩倉市大山寺元町５番地２　オーシャン元町101号
破産者　伊藤　真一
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２６号
愛知県岡崎市福岡町字上流79番地５
破産者　加藤美智子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
京都府向日市物集女町長野５番地の70
破産者　山澤　英雄
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５６号
滋賀県彦根市高宮町1362番地２　403号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉幡枝町79番地
破産者　加藤　光明
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
香川県丸亀市柞原町336　医療法人社団三愛会三船病院、住民票上の住所香川県善通寺市与北町2130番地
破産者　平田　保一
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６０３号
宮城県名取市植松１丁目４番21号
破産者　石川　裕基
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
茨城県小美玉市小川1399番地
破産者　久保田真人
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８３号
茨城県小美玉市小川1399番地
破産者　久保田つぎ子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８４号
福島県郡山市富久山町八山田字尾池16―１　ヴァーチュＡ105号室、住民票上の住所茨城県石岡市東石岡１丁目４番１号
破産者　久保田善樹
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７１１号
埼玉県草加市小山１丁目20番５号
破産者　後藤　文雄
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
静岡県三島市芙蓉台２丁目８番地の６
破産者　佐野　隆弘
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７１号
広島市安佐南区東原１丁目19番14号
破産者　庄野　弘之
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７４号
福岡市東区名島５丁目37番30号、前住所東京都足立区東和２丁目７番16―404号
破産者　中村　秀二
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７号
佐賀県小城市牛津町下砥川329番地１、開始決定時の住所佐賀県小城市牛津町下砥川329番地
破産者　太田　春雄
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
佐賀県鳥栖市萱方町243番地１ベアーズタウンＤ―２
破産者　佐藤　幸広
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係